

子家発0324第1号
令和5年3月24日

都道府県
各市町村 民生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

若年被害女性等支援事業に関するQ&Aについて

平素より、困難な問題を抱える女性への支援の推進に御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

今般、「若年被害女性等支援事業」において、法人の自主事業にも従事している税理士等の報酬や、職員の社会保険料が適切に按分されていなかった等の一部不適切な経理が認められた事案が生じたこと等を踏まえ、別添のとおり「若年被害女性等支援事業に関するQ&A」を策定しましたので、事業実施にあたり内容に十分にご留意いただくとともに、補助金の適正な執行に努めるようお願いします。

若年被害女性等支援事業に関するQ & A

問1 若年被害女性等支援事業の実施に当たっては、社会福祉法人等への委託のほか、補助によるものも国庫補助の対象になるか。

(答)

- 「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長）（以下「実施要綱」という。）において、実施主体は、事業の一部を社会福祉法人等に「委託等することができる」ものとして、委託のほか、補助による実施も可能である旨をお示ししてきたところである。
- また、今般、具体的に補助による実施とする旨の申し出もあったことから、改めて「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）において、民間団体等が行う若年被害女性等支援事業に対し、都道府県及び市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）が補助する事業を対象であることを明記することとしたところであり、委託又は補助のいずれの方法を選択するかについては、都道府県等における本事業の位置付けや民間団体等の状況等に応じ、適切に判断いただきたい。

問2 委託又は補助により事業を実施する場合において、交付要綱の「4 交付額の算定方法」における「総事業費」及び「対象経費の実支出額」は、委託先又は補助先の民間団体における「総事業費」及び「対象経費の実支出額」により算定するものか。

(答)

- 「総事業費」及び「対象経費の実支出額」は、実施主体である都道府県等における「総事業費」及び「対象経費の実支出額」により算定するものであり、委託先又は補助先における「総事業費」及び「対象経費の実支出額」により算定するものではない。
- なお、委託又は補助のいずれの場合も、補助金の執行にかかる責任は都道府県等であることに留意の上、適正な執行に万全を期していただきたい。

問3 実施要綱の「6 経費の補助」において、「なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の(1)の②、(3)及び(4)の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。」とあるが、どのような趣旨で定められているものか。他の国庫補助金等の補助と、対象経費について適切に区分又は按分されている場合は対象にすべきなのではないか。

(答)

- これらの記述は、同一の対象経費（既存事業）に、補助金等を重複して受給することはできない旨を入念的に明示したものである。
- 国庫補助金について、他の用途へ使用されることや、重複して同一対象経費に充てられることがないよう徹底するためには、
 - (1) 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認を行った上で、
 - (2) 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事業との間で適切に区分又は按分されているかを確認する必要があり、
 - (3) とりわけ、複数の事業に共通的に従事している職員等や、共通的に使用されている物件等がある場合は、当該共通の経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理した上で補助金を申請することが必要である。
- 他の国庫補助金等の補助を受けている法人において、「若年被害女性等支援事業」を行う際には、こうした適切な区分又は按分がなされ、国庫補助金について、他の用途へ使用されることや、重複して同一対象経費に充てられることがないよう徹底されている必要がある。
なお、実施要綱4の(1)の②、(3)及び(4)以外の取組については、他事業との重複を基本的に想定せず明示していなかったものであるが、他の補助金と重複して受給することを認めている趣旨ではないため、該当の規定については、令和5年度の実施要綱において、すべての取組について、同一の対象経費（既存事業）に、補助金等を重複して受給することはできない旨を明記するよう改正を行う予定である。